

(第一類 第二号) (附屬の一)

第三回國會 衆議院 人事委員會労働委員會連合審査會議錄第四号

昭和二十三年十一月十九日(金曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

人事委員會

委員長 角田 幸吉君

理事 木村 公平君 理事 赤松 勇君

理事 生田 貞太郎君 理事 玉井 祐吉君

理事 三朗君 中野 武雄君

理事 龍太郎君 山村新治郎君

理事 忠雄君 島上善五郎君

理事 種男君 松澤 兼人君

理事 高橋 禎一君 長野重石門君

理事 最上 英子君 吉田 安君

理事 船田 淳二君 松本 龍藏君

理事 相馬 助治君 徳田 球一君

労働委員會

委員長 綱島 正興君

理事 尾崎 末吉君 理事 川崎 秀二君

理事 中原 健次君

理事 東 舜英君 倉石 忠雄君

理事 松崎 朝治君 亘 四郎君

理事 久保田鶴松君 辻井民之助君

理事 安平 鹿一君 山本 幸一君

理事 秋田 大助君 中曾根康弘君

理事 木下 榮君 赤松 明勅君

出席國務大臣

國務大臣 林 義治君

労働大臣 増田甲子七君

出席政府委員

臨時人事委員長 淺井 清君

本日の會議に付した事件

國家公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七号)

○角田委員長 これより人事委員會、

労働委員會連合審査會を開いたしま

す。前會に引續き國家公務員法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。

この際これにて休憩し、午後一時より開會いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時三十分開議

○角田委員長 再開いたします。午前中政府側の出席がないので休憩いたしました。これより前會に引續き國家公務員法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。安平鹿一君。

○安平委員 前會に引續きまして、まず労働大臣にお尋ねし、さらに人事委員長にお尋ねしたいと思ひます。まず第一に労働大臣にお尋ねいたしますが、公聴會において労働組合はちろんのこと、中立委員の末廣氏並びに鮎澤氏の意見を徴しましたが、この公務員法がかなり行き過ぎである。特に労働者の團結権、罷業権の問題につき、さらに罰則の点、こういう点について相當強い反対の意思表示があつたように思ふのであります。この点につきまして、労働大臣はこの公聴會に現れましたこれらの意見に対してどうお考えになつておられるか、こういう公聴會に現れた強い意見を御採択になる御意思があるかどうか、こういう点をまずお尋ねして置きたいと思ひます。

○増田國務大臣 安平さんの御質問にお答え申し上げます。公聴會は私と云ふと、拜聴いたしておりました。御意見もつともその点も多々ございまして、政府としては今回あの改正案を提出するにあたりましては、各方面の意向も慎重に検討し、打診した結果でございまして、また御承知の通り要求をも含む強い勧告であるマツカーサー書簡の精神にのつとつて、この法案を提出した次第でございまして、私もあるいは政府といたしましては、この法案をもつて適當なる法案である、こういうふうに考へておる次第でございまして。

○安平委員 公聴會の問題につきましては、後日速記録を取寄せて十分に労働大臣の所見を伺いたいと思ひますが、公務員法に盛り込まれた内容について、まず第二條の現行法を見ますと、第十四項に、單純労働者が特別職に指定されておるのでありますが、改正法を見ますと、これが全然除外されておるのであります。従つて労働大臣の考へ方が、この單純労働者と、今度労働委員會に提案されております公共企業体関係、労働法との関係でありまして、これらの点から見ますと、鉄道従業員並びに専賣従業員の現業員と、それから一般職との区別がなされておるようになつておられます。こういう点について何がゆゑに區別されておるか、かような点をお尋ねして置きたいと思ひます。

○増田國務大臣 お答え申し上げます。これはあとで人事委員長からも補

足されることを予想しつつお答え申し上げますが、要するに本人保護の意味をもつて一般職といたした次第でございまして。なお安平さんも御承知の通り、たとえ單純労働者でありまして、全体としてピラミッド型の有機體を形成すべき行政機能の一部を果しておる次第でございまして、その機能の一部がやはり公務員的に取扱われま

せん、公共の福祉に悪影響を來す、こういう見地からも一般職に相なつておる次第であります。

○淺井政府委員 大臣の御答弁に補足して、私からも申し上げます。ただいまお示しの、單純なる労働に従事する者一般職といたしましたのは、ただいま労働大臣から御説明がありましたように、主として本人を保護するといふ立場からでございまして、從來これらの者に対する保護が必ずしも十分でなかつたように存じます。但しこのような單純な労働に従事する者は、その勤勞のあり方が違ふといふことも、これまた嚴然たる事実であるといふことも、この点で、全面的に國家公務員法をこれらの者に適用いたしますには、いろいろ支障もあるかと存じますが、その点は附則十三條等を活用して、適當なる処置をいたしたいと存じております。

○安平委員 人事委員長の適當な処置と言われることは、どういふ内容を持つておるか、お示しを願ひたいのであります。なおその前に御参考のために申し上げて置きたいことは、現在の進駐軍關係並びに營林署關係に働いておる労働者、これは營林署關係におきましては、御承知のように独立採算制の立場から、常用人夫のような色彩で雇用されておるのであります。従つて一般公務員法とは給與体系、労働條件、こういう点についてまるきり違つておるのであります。こういう下部の事情を人事委員長はほんとうにお調べになつておるかどうか、またお調べになつておれば、實際問題として、一般職に入ることがよいか悪いということくらいは、お氣づきのはずであると思ふのであります。先ほど申した適宜の処置の内容を——こういう点についてどうするかということ、具体的にお示しを願ひたいのであります。これは營林署關係であります。さらに進駐軍關係も、御承知のように雇用關係、身分上の關係、給與の關係等におきましては、これは進駐軍關係の雇用者として、全然切離して雇用關係、身分上の關係、給與關係が取扱われておるのであります。こういう点についてもお尋ねしたい。またそのほかに一般的に考へられる点は、たとえば地方的に考へても、掃除夫であるとか、あるいは小使であるとか、そういう人たちが一般職に繰入れておるのであります。この三つの分野において十分納得の行くような御説明が願ひたいのであります。

○淺井政府委員 お答え申し上げます。まず第一の單純な労働に従事する者に対する特別の処置と申しますのは、も

し國家公務員法があのままだと、任用に参るといふことになり、任用における試験制度のようなもの、あるいは職階制度のようなもの、これらが全部適用されることに相なりまして、これは決して勤勞のあり方から見ても適当でないように存じておりますから、そういうものの適用を排除する、こういう方向に考えておる次第でございます。

○淺井政府委員 それからお示しの進駐軍関係の勞務者、營林署関係の勞務者、これはまことにどうも御趣旨でございます。一體、このように人々は國家公務員であるのか、それとも國家公務員でないのか、その境界点にある問題だと存じております。これらの人々は一應一般職というわけにはまるわけではございませんが、この点に關しては、必ずしもわれ／＼これに對しては、國家公務員法を全面的に適用することが適當だと考へておらないのでございませう。申さば、國家公務員と、そうでない者との境界点にあるような人々に對する措置については、國會の方においても、しるべき御考慮願いたいと存する次第でございます。

○安平委員 なる／＼、これはどういふ單純勞務者は、現行法の十四号だと思ひますが、それを生かして、ただいま申し上げた三つの勞務者を適用外に置く、こういうふうな人事委員長も認めになつておると承知してよろしゅうございませうか。

○淺井政府委員 それに對しまして私どうお答え申し上げたらよろしゅうございませうか存じませんが、御意見に對してはまことに敬意を拂つて拜聴しております。

○安平委員 ただ敬意を拂つて拜聴し

ておるだけじゃ困るので、適用を排除するといふことを、今明確に御答弁になつた以上は、從來通り現業員として取扱ひ、公務員法のわくからはずすといふことでなければ、適用を排除するといふ御意思とは合はれないと思ひます。こういう点について人事委員長はもう少し明確に御答弁願ひたい。

○淺井政府委員 お答え申し上げます。單純な勞務に従事いたしまする者を、全然一職から除きますことは、いかんかと存じておりますが、これは附則十三條の規定を適用いたしまして、不都合な部分を除去して行きた、私といたしましては、そのように考へておる次第でございます。それから進駐軍の勞務者あるいは、たゞいまお示しの營林関係の勞務者、このような者に対しては、正直なところ、私としてはこれは國家公務員法を適用しない方がいいじやないか、このように考へております。

○安平委員 そういたしますと、人事院規則の附則第十三條によると、その從事している勞務の内容によつてこれを適宜人事院規則で定められるという規則でそれを排除しよう、こういうお考えですか。

○淺井政府委員 お答え申し上げます。單純な勞務に従事しておる人々に對してはお示しの通りでよろしく存じます。進駐軍関係の勞務者あるいは營林関係のたゞいまの勞務者、どういふふうにして適用から除くか、これは研究させていただきたいと思ひます。

○安平委員 營林署関係及び進駐軍関係の勞務者が、人事委員長の御説明によりますと、今たゞちに單純勞務者と

指定することができない、研究する、こういうお答えであります。少くとも木づき、集材、運材、雜役といふような關係に従事している勞務者は、賃金の面においても、また仕事の内容においても、まづたゞ文字通りの單純勞務者といふことが言えるので、ひとつも考へる余地はないと思ひます。この点で明確に適用外に置くといふような一番最初のお答えであつたのであります。その点をあいまにせずに、もつと明確にしたいかがかと私は思ひます。

○淺井政府委員 その点を明確にせよといふお話でございますけれども、私の立場といたしましては、たゞいま申し上げたことによつてどうぞ御了承願ひたいと存じます。

○安平委員 適用を排除するといふ御意見があつたのですから、しかも言明されておる。しかも單純なことが明確にされておる。進駐軍も營林署も、そういう点でもうここまではつきりできると思ふのですが、なお人事委員長の明言をひとつ承りたい。

○淺井政府委員 ただいま、はなはだ申し上げにくいことですが、これを全部適用から簡單に排除することが適當であるかどうかは、若干の疑問があるように思つております。實際の運用面におきまして、ほとんど全面的に不都合なところは取除けるように、はからえるんじやないかと考へております。

○安平委員 運用の面という、政府を信用しないわけではないのですが、今までえてして運用の面でごまかされて來たので、その運用の面というの

を、具体的に明確にお示しを願ひたい。

○増田國務大臣 これは私と委員長と意見が合致しているわけではございませうが、今安平さんの御意見は、ごもつとも各点が多々あると思つております。でございますから、附則第十三條を活用いたしまして、法律あるいは人事院規則で、不都合な部分は適用の外に置きます。

○辻井委員 人事委員長並びに労働大臣から非常に矛盾した御答弁があつた。安平君の先ほどの質問に對して、單純勞務といふことも官公廳の中で一休をなしておるんだから、除外するわけにいかないといふ御答弁があつて、今營林署関係の問題に對しては、除外してもいいと思ふ。もし營林署関係の方で單純勞務に従事しておる者を除外していいのなら、なぜその他の官公廳においても單純勞務に従事しておる者を除外していいのであつか、この点明確にお答えを願ひたい。

○淺井政府委員 その点でございますが、營林署関係のものは、私ここで詳しく調べたものを手許に持つております。が、請負制度等になつておるようなものがあると承知しております。そういう人たちの身分といふものは、まづたゞ國家公務員であるか、そうでないか、その境界点で非常に答弁に苦しまつた次第でございます。そういう点を指して申し上げたわけでございます。

○辻井委員 結局私は同じではないかと思ふ。他の官公廳に働いておる者も、官公吏とどの面から見ても見られないところの、あるいは賃金は請負制度になつていないかもしれないけれど

も、他の一般の勞働者と何らかわりのない者がさらに包含されておるのである。この点何ら官公吏と共通点がない。單なる勞務を提供しておる者が幾らでもある。ただ賃金の形態だけで區別することは決して問題にはならぬと思ふ、その点どうお考えになりますか。

○増田國務大臣 委員長と私の答弁が矛盾しておるとは思つておりません。今委員長の言われたのは請負といふ關係でありまして、これは法律問題でございます。いづゆる雇用ではございませう。要するに安平さんの御質問も、單純な勞務に雇用された者、少くとも官廳機構の一つとして單純な勞務に雇われて、その機能の一部を果しておる者、こういうことになりまして、やはり一般職といたしたゆえんのもは、御承知の通り特別職になれば、全然適用外にするために特別職にするのであります。が、一般職にするためには、まなしたからには、全然適用外に置かないといふ趣旨であればこそ、一般職にしたわけでございます。それから、全然適用外といふことは、淺井さんもおつしやつた通り、そういうつしやつておるわけではありませう。ただ安平さんのおつしやる通り、單純な勞務に雇用された者、これは社会的、客觀的に見ますと、普通の筋肉労働とあまり違はないといふ意味合いから、特殊の扱いをしておる場合が多々ある。こういうふうには存する次第でございます。しかし私が一番初めに申し上げた通り、單純な勞務に雇用されておる者でありまして、行政機構というピラミッド型の基礎な

ら基礎をなすものでありますから、もしその機能を十分に果し得ないようなことになれば困りますから——どういふことが困るかという、公共の福祉を害するといふようなことになつては困りますから、その範囲における適用はある。しかし單純なる労働が一般筋肉労働であるといふ見地から扱われなければならぬ部分が多々ある。こういう部分を適用外に置く。こういう趣旨だと思ひます。

○辻井委員 ただいまの答弁には一向納得ができませんのでありますが、これくらゐにしまして、これに牽連して御質問したいのは、現在別に公共企業体の労働関係法案が御提出になつております。これによると、事務局関係並びに國有鉄道の職員、あるいは労働者が、別の法律の適用を受けることになるのであります。これ以外にただいまもおよつと問題になつた営林署関係の従業員でありますとか、あるいは地方の公共団体には、おおい屋であるとか、塵芥焼却場に働いてゐる現業員とか、ごういふものが無数にあるわけでありまゝ。こういう職にありますが、これは一体どうなるのか。依然としてこれは改正される公務員法を適用するお考えであるか。この点を明らかにしてもらいたいのであります。

○増田國務大臣 私から御答弁申し上げても、委員長から御答弁申し上げても同じであります。要するに御指摘のような点は多々あります。道路工夫にいたしましても、それから土木事業などをやる場合も、請負でなくて直接雇用して土木事業をやらせるといふような、建設関係の仕事もあると私は思つておりますが、そういうものをや

はりこの際一般職にしたというのは、たとえば労働組合をつくつてよろしいかどうかといふようなときには、これは行政の機能にかんがみまして、労働組合をつくるというところは予想してない。こういうわけでありまゝ。その他御説の通り、たとえば試験制度とか、職階制度といふことは、労働者についてはナンセンスでありますから、当然適用外にある。こういうことになると思ひます。

○前田(種)委員 先ほど労働大臣は、單純なる労働者の問題は附則十三條で行けるんじやないかといふ答弁があつたわけですが、その單純なる労働者の内容について、さらに辻井君から質問があつたのであります。こゝういふ話が出ましたから、もつとはつきりしていただきたいと思ひます。こゝういふ話、行政官廳に、單純なる労働者がたくさんあるわけですが、これも改正法から行くと、全部十は一からだけで、人事院の監督のもとに一切をやる一般職の中に入れてあります。私はそこまで廣範圍に煩雜にするとは人事院の能率を向上する目的でもありませんし、煩雜にするほどの、かえつて全体のめんどうが見られないといふ悪い結果になるおそれが多分にあるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。

○増田國務大臣 前田委員の御質問は、こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。

点でも直接相談相手になるということ、がむしる能率的である。その意味から言つても、この改正案の内容といふものは、いろいろな点で矛盾してゐると私は考えます。附則第十三條でやれるじやないかと言われまゝしたが、労働大臣なり、浅井委員長がこゝまで答弁し、研究をすると言われるならば、いづれも現行法の第二條の十四項は、そのまゝ生かすといふことが、むしろよいといふような結論になつて來ますが、こゝまで行けば十四項を生かすといふような意思があるかどうかといふ點を、もう一度両氏のうちで御答弁願つておきたいと思ひます。

○増田國務大臣 前田委員の御質問は、こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。

○赤松(勇)委員 ちよつと浅井人事委員長に二点だけお伺いしておきます。第一点は、これはちよつとお断りして

おきますが、何も社会党の今の質問は、この法案を肯定しての質問ではないのでございまして、ただ参考に委員長の御意見を聞きまして、われわれ独自の立場から考へて行くのでございまして、誤解のないようにお願いしたいのであります。ただいま委員長から明白に、安平君の質問に對しまして、自分も安平君と同じような考へ方に立つてゐるのであります。これは國會においては、つゝ國會の独自の解決にまつてよいといふような答弁でございまして、もちろんこれは國會自身の意思で決定する問題であります。その点についてさらに確認しておきたいのであります。

第二点は、あとで大蔵大臣に対する質問がありますので、ちよつと人事委員長に御意見を伺ひたいと思ひます。先般あなたに政府に對しまして勸告された六千三百七十七円ベース、あの勸告は一体適及するかどうか。適及するとすればいつから適及するの。この二点だけ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○浅井政府委員 前田委員の御質問は、こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。

まして、三千七百円ベースの法律案を通しました際に、當時政府からこゝういふような確約をいただき、こゝういふ條件つきであつた法律案を通してあるのであります。これはおそろく人事委員長も、議會の決定を御尊重くださいますので、その点私は安心しております。當時の法律案をお読みになつてもわかりまゝです。また當時の労働課長のキレン氏のお言葉によりまして、六月に適及する。全官公廳側の方では四月に適及してもらひたい。こゝういふ非常に切実な要求がございまして、マツカーサー司令部の意向といたしましては、六月に適及する。政府といたしましては、六月に適及し、三千七百円ベースといふものは内拂いである、仮拂いである。この親法律は全官公廳と政府の團體交渉によつて交渉が行われ、それが妥結された後において、親法律を出すのだ、現在それが七千円になつても、六千円になつても、五千円になつても、その間の差額は六月に適及して支拂う。つまり六月に適及するといふことが第一点、第二点として、内拂いであるといふこと、この二点が條件となつて、こゝういふような了解の上に立つてあの法律案が議會を通して、一定の基準賃金をお示しになつてこれを勧告された以上は、當然第二國會において議決されたそれらの條件等については、尊重していただくなければならぬ。もう一度あなたに御意見を伺ひたいと思ひます。

○浅井政府委員 前田委員の御質問は、こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。こゝういふ點を、各行政官廳に多々あるわけでは、ないか。

○赤松(勇)委員 私たちが七月の第二國會の衆議院の財政金融委員会におき

どもの勧告は一應あのような形になつておるのではありませんが、その国会と政府との約束に關しましては、これは政府においてまた遂行せられること等があるかも知れません。

○赤松(農)委員 私は政府に対して言つてゐるのじやありません。臨時人事委員長であるあなたに対して、国会の決定を尊重してもらいたいということをお願いしてゐるのではありません。あなたがああいうような重大な勧告をされた以上は、その資金ベースの決定については、これは単に基準資金を示すといふことだけなら意味ない。いつからこれを拂うか、あるいはあつたときの内拂いといふような了解は、どういふ形でこれが実行されるかといふことの御配慮を願う責任があると思つてゐる。これは政府が当然あると思つてゐる。私は議会の決定は十分それを尊重するが、しかし政府と議会のことだからといふようなことはいけない。いやしくもあなたは人事委員会を背負つて立つておられる以上は、当面の責任者である以上は、当然マッカーサー司令部の御意向も、六日に遡及するといふことをキレン労働課長はつきりとやつておるのでありますから、従つてあなたとしても、一應責任あるあなたの見解を明らかにしておいていただきたい。大蔵大臣に対しては、別個の立場から質問いたします。

○浅井政府委員 ただいまお示しの点につきましては、当方におきましては、御希望に添ひ得るかどうかわかりませんが、十分に考慮したいと存じております。

○玉井委員 單純な労働者を、一般職の中に入れては入れないかという点に

ついて御意見があつたわけですが、それに關連いたしまして、実は御承知の農地改革が現在進行中であり、政府側の発表によりますと、百パーセント以上に進捗したかのごとき報道がありますが、事実上は不当なる土地取上げその他によつて、今後農地委員会において、もつと具体的な動きを示さなければならぬ部面が相当あります。その仕事を直接に担当してゐるところの農地委員会の事務局の事務員の諸君、すなわち専任書記の人々の身分關係については、現在のところいかなるようになつてゐるか。特にその問題に關して、身分關係に關しましては、農地調整法施行令第三十三條第一項の中において、市町村農地委員会は補助員を置くことができ、かやうに規定してあり、そうして最近においては、さらに同じ農地調整法の第十五條の二十一の中におきましては、市町村、都道府縣は農地委員会に關する費用はそこで負担せしめようといふような條項がうたれてゐるのに対して、逆に今度改めて施行されたところの地方財政法の第十一條の中におきましては、農地調整に關する費用について、地方の自治体はこれを負担する義務を有しないといふように、財政關係においてはまったく逆の規定が二つ存在してゐるのであります。そのため、地方の農地委員会の事務をつとめる専任書記の人々は、財政的には地方の援助を受けるか受けないのか不明でございます。かつまた身分關係においてはまったく不明であると同時に、また先ほど政府側の方々の御答弁によりますと、一般職に入れることによつて、これらの人々の生活を保障するの

だ、あるいは保護するのだという立場をとつておられるとすれば、この農地委員会の専任書記の身分關係をいかにしようと思はれてゐるのか。それからもしむれば認められるとすれば、これは資金問題と關係しますが、これらの人々の生活費を國庫が負担されるつもりか、あるいは財政法を改正して、地方においてこれをまかなわねばならぬ方針をとられるか。この二点について伺いたいと思ひます。

○浅井政府委員 お答え申し上げますが、ただいまお示しの職員の身分は、非常に疑問がございまして、第一、これらの人々が國家公務員であるのか、それとも地方公務員であるのか、この点に非常に疑問がございまして、關係官廳においても協議などいたしておる次第でございますが、私もこれは地方公務員ではなからうか、こゝういふ見解に立つております。この点はたまたちよく相談をいたしまして、あらためてお答えをさせていただきますと思ひます。

○中曾根委員 今の一般職か特別職かという問題で、ここに條文があるのですが、第二條第十二号のあとに、「人事院はある職が、國家公務員の職に属するか及び本條に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。」こゝういふ規定があるわけですが、そうすると、今まで増田労働大臣がお答えになつた範圍では、ここに制限列挙してある以外のものは原則として一般職だ。つまり國家のピラミッド型の範圍に属するものは、すべて一般職である。こゝういふ御見解ですか。それをまず確認したいと思ひますが、その通りでありますか。

○増田國務大臣 中曾根さんの御質問にお答え申し上げます。私は今の條文は、疑義が生ずるというような場合が多々あるわけでございますから、さういふときの決定権は人事委員会にある。こゝういふに解釈したしてあります。特に中曾根君の御承知の通り、現行法である公務員法にも、單純な労働者を雇用せられたものといふものが特別職になつてゐるものといふのは、これは公務員である雇用人を予想したからでございます。今度は特定の雇用されたものが、一般公務員であるか否か、といふような疑義が生じた場合に、この條文によつて委員会が決定するものである。こゝういふに解釈してしまふべきものと思つております。

○中曾根委員 そうしますと、國家公務員であるものと、それから特別職であるものと、それからその中間にもやもやしたものがある。さういふ三つの段階に分れるわけでありませうか。

○増田國務大臣 お答え申し上げます。疑義が生じた場合に、これはただ單純な労働に雇用せられたものといひますか、ほかの項目につきましては、これはこれで公務員であるか否かといふ疑義が生ずる場合があり得ると思ひます。現に今問題になつてゐる農地委員会の書記その他の職員について、まだ委員長ははなはだこれは疑いのある対象であるといふようなことも言われておる次第でございます。中曾根君のような御疑問は、これはたとへば行政権限についても争ひがある。職務の範圍についても、公務員の場合においても争ひがある。その争ひがあつた場合に委員会が決定できる。こゝう

いふことを書いてある次第であります。結局公務員といふものには一般職と特別職、これ以外にはないわけでございます。それから、もしこれが公務員でないといふことになりましたら、その範圍から取除かれる。今申しました農地委員会の書記が、私はよく存じませんが、かりに國家公務員でないといふことになれば、地方公務員の範疇にはいる。こゝういふことに相なるかと存じております。

○中曾根委員 そうするとさつきの場合、單純な労働者であるようなものを、國家公務員法から除外する場合が生ずるわけですが、その場合は地方公務員でもないし、また國家公務員でもない、特殊な單純な労働者である、さういふ特殊なものができるわけでありませうか。

○増田國務大臣 これは法律論でございますが、ただいま私の觀念し得るところでは、要するに請負關係に立つてゐる、請負關係に立つておれば民法上の關係であり、それから雇用ではありませぬ。私はさういふような疑義が生ずる場合に委員会が決定し得るものだ。單純な労働に雇用せられたものにして、しかも公務員ではないといふことは、ちよつと觀念上は予想し得ないと思つております。

○中曾根委員 今のようなお考えで實質的に考えて見ますと、職務の性格から一般職には適しないものが相当出て來ると思ひます。たとえば先ほど前の議員が御指摘になつたものや、私は公團といふものがあるだろうと思ひます。公團といふものは、今度は公共企業体で現業といふ特別な職員になりませんが、公團職員が依然として一般職にはいつておるといふことについて

にあらぬです。一方行政権の命令はそ

は、はなはだ私は不可解に思うのであります。やつておる仕事はタバコの専賣その他と同じように、物資の配給業務、現業の業務であります。そうすると何ゆゑ特別に一般職に包含せしめるような措置をとつたのか、この点を人事委員長にお尋ねいたします。

○漢井政府委員 お答えを申し上げます。この公職員の問題も非常に苦心をして参つたところでございまして、

が、これをつまり特別職から除いて一般職に入れましたことは、やはり國家公務員法は一本で、國家公務員は一つにしたい。こういう考え方がなつておるわけでございます。もし國家公務員で勤務のあり方が國家公務員でないならば、特別職よりももう少しさらに遠のいたところの、いわゆる公的企業のところに行くべきものだ、こういう考え方が出たおるのでございます。

しかしながらこの公職と申しますものは、ただいまお示しのように非常な違つた性格を持つておりますし、また法規の上では臨時のものにもなつておりますから、これが一般職になりまして、これは相当大きく違つた定めをしないといけないと思つております。そのためにさきに申したような附則十三條の規定を十分活用しまして、不都合のないようにやりたい。こういうふうに考えております。

○徳田委員 労働大臣は公務員の中で單純労働者に、この一般職を適用しておるといふことを、保護する立場からいつておる。あなたはこの公務員法で一体何を保護しておるのか、單純労働者に何を保護しておるのか、權利がなくて保護するとは一体どういふことか。人間が權利がなくどこにどう保護されるか、どうです。

○増田國務大臣 これは公務員法全体をよく御研究くださればわかるのであります。公務員といふものは要するに労働の対象は、なるほど政府なり國民全体の奉仕者であるというような立場から、業務關係の給與なり、身分なり、その他の關係について必要な保護が與えられておる。こういう意味であります。

○徳田委員 現に保護されてないじやないか。現に國立病院だつてどこだつてみな破壊しつゝある、どこかの大学にでも行つてごらんない、みな破壊しつゝある、あなたの、労働大臣の役所だつて何だつて、あんな役所だつて兵隊の住つた跡だ。あそこに行つてごらんない。設備から何からみなあの通り、生活もみなあの通り。全通等の生活といふものは全然問題にならない。三千七百円ベースで生きて行けますか。それでどこに保護しているか。保護しておるのは何もないじやないか。政策上の看板だけもつて何にもなりはしない、だから實際上あなた方は、すべてこれをビラミッド型に構成されておるから云々と言いますけれども、結局あなたの方の意図は、ストライキをやられては困るから、ちりやあくたのやうにこの監獄の中に放り込んで置くといふのが、この公務員法じやないか、はつきり言ひなさい、それが大事だ。

○増田國務大臣 はつきり申し上げます。この法律の建前は保護することになつておる。ところが一般の勤労者といわず、公務員の中で雇用者なるものは、給與條件について、あるいは一般労働條件において、酷薄なる條件下に

おいて働いておるといふことは、あなたとお説は大体私同感であります。しかしながらこれはこの法規が悪いのでなくして、法規の精神はあくまでも給與その他において保護したいという、この点はあくまでも御認識を願ひたい。

○徳田委員 法規が悪いのではない。なるほど法規は書いてあるだけを読めば悪いに違ひないけれども、悪くなさうにも言える。悪くなさうに言えるけれども、しかしそれよりもすべて法律といふものは、現在の生活に適應して書いてあるものであつて、これがたゞ学校の教科書と同じじやない、これができればその日からすぐこれは適用されるものだ、それがあなたの方、たいへんな罰則を課しておる。何年間監獄に入れるとなつておる。そういうひどい罰を加えながら、現にあなたは保護してない、一般よりは苦しいといふことを言ひながら、これはみな義務です。權利を全部剝奪して、全部義務を負わしておる。そういうわけで事実上、この法律は保護しておるといふ状態は一つもない。だからあなたは全体の建前から保護しておると言ひますけれども、この保護しておるといふことに対しては、公職人の公職人諸君も、これくらい残酷なものはないと、全部否定しておる。だからしてこの点はここで答へるのはむづかしいかもしれませぬけれども、たいへんむづかしいのでありますから、いずれ委員会にどの点が保護されておる、現実には実施されてないけれども、どの点でどう保護する、實際上の權利、實際上の生活の状態をどの点で保護しておるか明示してもらひたい。これをりつぱに立証して明示してもらひたい。これは明

らかにうそだと思つてから明示してもらひたい。その上で争ひます。

○増田國務大臣 大分徳田君は私の説に同感くださったようですから、私はこれ以上申し上げませんが、要するに法規の精神は、これは実施にあたつて保護する建前にあると思つております。ただあなたのお氣に入らぬ点は、行政機能者は國民全体の奉仕者であるといふ建前から、公務員法上の勤労者は使用者である。政府とはちやうど上下の關係に立つておる。これが氣に食わぬといふことで、昨日一昨日の公聴会にもありました。これはまつたく公共の福祉のために絶対必要である。保護すべきは公務員全体であります。が、より以上保護すべきは國家國民全体である。こういうふうに思つておる次第でございます。

○徳田委員 なるほどあなたはそう言われるけれども、一体國家といふものは何だ。今の國家は資本家の國家じやないか。現に資本家を擁護しているじやないか。實際の國家のあり方を見てごらんない。國家は何をしてゐるか。大資本家にはいろいろの援助を與えてゐるのに、労働者に対して一体何をしておるのか。彈圧ばかりじやないか。これを實際公務員の上で國家と公務員と上下があると言ひけれども、なるほどその關係は行政上のことである。行政上の命令はそうである。一方憲法第二十八條で人間の權利は主張されてゐるのだ。この憲法の建前は、われわれもこの人民の自由があるのだから、あなたの言ふやうだと、われわれ自身公務員ならば、公務員は自分自身で、自分自身で使つておるわけです。實際をどう考へ方では問題

にならぬです。一方行政權の命令はそれでよろしいが、他方でこれに対するわれわれの憲法第二十八條の權利を剝奪される理由にはならない。そういう点はどうか。

○増田國務大臣 デスカッションといふのは私も好きなんです、ほんとうはそれをやり出すときがないですが、止めます。あなたの論理には非常に飛躍があります。今は人民主權時代で、われわれ自身が主權者である。國民の總意が主權者であるといふ考えを持つております。そこで公務員といふものは、マニエーションにございまして國民全体の奉仕者である。こういう全体の奉仕者という立場に立てば、労働者等の立場に立つものではない。こういうことに相なるのであります。また國民全体の代表者である國會あるいは政府との關係においては、上下の關係に立つといふことはよく認識してもらひたいと思ひます。八千万の總意が主權者であります。その八千万の奉仕者でありますから、この点徳田さんも誤解のないようになつてお願ひいたします。

○生悦佳委員 總理大臣にお尋ねしたいのですが、きようは總理大臣が見えなくなつておられませんか、林閣議理にお尋ねいたします。

昨日及び一昨日の公聴会におきましては、公職人の大多数は、この國家公務員法の一部を改正する法律案に対しては、非常に反對論が多かつたと思ひます。このことはすでに御承知と思ひます。そこで私も伺ひたいことは、本法案が憲法に違反するものであるかないかといふことを明確にお答えを願ひたい。

それから第二番目に、人事院の機構

の龐大な組織とわずかな人事官をもつて、その責任が果し得るかどうか、それからまたこの龐大な機構の拡大化によつて、官僚勢力を温存する結果になりはしないか、こういう点についてお聞きしたい。

○林務大臣　私はあなたのたし
の問題について、みづからよく研究し
ておりませんので、関係の大臣よりお
答えさせていただくことにいたします。

○生悦佳委員 副総理たるものが、こ
ういう問題の答弁ができないでどうす
るか。

○林國務大臣 正直に申し上げます。
憲法に対しての關係は、違反でないことを考へております。

○生悅佐委員　それだけですか。この人事委員会において、あなた方が答へられるのに、われ／＼の言うところを伺と聞いておりますか。それではもう一べん言います。第二点の人事院の機構の厩大な組織、これがわずかな人事官をもつてその責任を全うすることとできるかどうか。もう一つ、これとは反対に、またこの厩大な機構の拡大、これによつて、官僚勢力の温存になりはなないか。こういう点を聞いておるのではありません。

○林國務大臣 人事院の問題につき
しては、ただいまのところ、その初
めといつたしまして現在員で全うし得ら
ざるものと考えます。さらにこれが全
し得ないような事実が起きた場合に
いては、さらに補充してしかるべき
のだと考えます。それからいま一つ
問題は、官僚勢力の温存になるよう
は考えておりません。

○生悦佐委員 どうも林副総理では

どうも林副総理では

んですから、増田國務大臣にお尋ねします。

○増田國務大臣　生悦住さんの御質問にお答え申し上げます。これは必ずしも私の所管ではありませんが、どうかその点を御了承願います。第一に、人事院の機構をもつてしてこの法案をりつばに運営できるかどうか。私はこの点については必ずしも百パーセント肯定できないのですが、しかしこれを実施に移してみまして、人事

臨は、生悦住さんの御承知の通り、本改正法律案がもし通るとすれば、非常に重大な厄介な仕事を担当することになつております。そこで御疑問の起ることはごもつとも思つております。しかし一面行政整理というような問題

もございますし、今回のところは人事委員会の拡大強化ということを考えておりませんが、実施いたしてみまして、任用だとか、職階制だとか、試験制度だとか、なか／＼やこしいたくさんな仕事が入事院に課せられることになりますから、どうもこれだけの機構では不十分であるというときには、われ／＼は貴重な体験をそのときに得るわけでありますから、その体験を生かし、また皆様に御協賛を願う、こういうことに相なるのではないかと思つて

ております。

それから官僚機構の温存になるかどうか。これはむしろこの法規をあなかも非常に御研究になつたようですから、後ほど御感想を私自身拜聴したいと思つておりますが、この法案通過し、これが適正に人事院によつて施行されますと、むしろ官僚機構の悪い部分を破壊し、そうして健全なる官僚機構を建設するという意味合いで

想に進んだ法案であり、りつばな法案であると思う。この活用で一番問題になるところは、生覚住さんの御心配の人事院が適正に構成されることである。その人数にいたしましたも、また内容にいたしましたも、りつばな人事官並びに人事事務当局の当局者を得るということが、最も必要ではないかと思つております。

○角田委員長　ただいま総司令部民政

氏と、總司令部民政局顧問ハーター・スチュアート氏両氏が本委員会を參觀においでになりましたので、両氏をここに御紹介申し上げます。

〔拍手〕

○生悦任委員 先ほどお尋ねしましたのが、林さんからはあまり確実な答弁がなかったように思います。さらに労働大臣にお伺いいたします。本法案が憲法に違反するものであるかないかという点を明確に、お答えを願いたい。

○増田國務大臣　お答え申し上げず。私どもは今、林副総理がお答え申し上げましたごとく、憲法に違反してないといふ確信のもとにこの法案を提出いたしました次第でございます。なおその理由等はお尋ねがあれば申し上げます。

たいと思います。

○生悅任委員　それでは委員長にお尋ねいたします。何ゆゑにこれが憲法違反でないかという説明をしていただきたいと思います。

○淺井政府委員　お答えをいたしました。但しどの点が憲法違反の疑いがあるかということをお示し願ひましたならば、それに対しては、私の方から御説明申し上げるのが手順だ

○前田(種)委員 今生悦住君の質問に

対して、浅井委員長はどの点をという指摘をされましたが、この改正案に明確になつております九十八條の團體交渉權の問題、百二條の政治活動の大幅の制限、こうした問題は憲法第二十八條から行きましても、当然憲法違反だかという認定がつくと思います。こういう重要な点に対するところの委員長の答弁を明確にしておいてもらいたいと思

○松澤兼委員　その点は第一條のオ
とにあります、すべての法律にこの國
家公務員法が優先しておるといふ點、
またこの法律に抵触する他の法律につ
いては、この法律は優先するという点

分についても、われわれとしましては十分に憲法違反の疑いがあるので、この点も関連してお伺いしたいと思ひます。

○淺井政府委員　お答えを申し上げます。九十八條、百二條についてのお答ねがございましたが、私どもはこの基本的な人権がまことに尊重すべき規定であるということは申すまでもございせん。すなわちたとえ九十八條の労働者の團結権及び団体交渉権が基本人権であるということは、疑いのな

ところでございますが、同時に憲法十三條に規定いたしました基本的人が、公共の福祉のわくの中においてみ存在するということもまた、基本人權全般に通ずる原則であらうかとじております。いわばこれは公共生活に対する個人の責任を輕視したものとございます。この規定を輕視いたしましては、公共生活における基本的人ということは無理であらうかと考え

のわくということを考えますれば、國家公務員のこれらの行動が、ある程度の制限を受けることもまた、やむを得ないのではなからうかと思ひます。従つてこの点につきまして、九十八條、百二條は決して憲法に違反するものではないかと、私も提案者といつたしきりしてはかように考えておる次第でございます。

○中曾根委員 関連いたしましたして、法

予備金の問題なんかは憲法違反の疑が非常に濃厚であらうと思うのであります。なぜかと言いますと、予備金というものは、憲法に書いてあります通り、政府が國會に対して責任をもつて支出する。しかも事後國會に対して承諾を求める。こういう慎重な手續がわれておるのであります。ところが事院は、御承知のように予備金を持っております。この予備金の使用は人院會議で議決して使用することになっておりますが、その使用した結果において、内閣総理大臣に対して詳細にたつて報告する義務があるかといふと、これは義務づけられていない。しる一體的の業務の報告をするといふような規定があるだけであります。それで前のこの原案の規定によりまゝと、その報告の内容は内閣総理大臣きめてこれ／＼のことを報告しろと。うふうになつておるのであります。ところが改正案によると、これ／＼しることを内閣総理大臣が指定することができない。つまり人事院の總長が、自發的に内容をきめて報告するといふことになつております。そうなきと予備金の使途についても、はつき

した報告をなくともいいということになるのであつて、つまり國會が重大な関心をもつておる予備金の支出が不明になるおそれがある。これに対して淺井さんは本會議の席上において、いや、總理大臣は一般の監督権を持つておるのだから、それを發動すればいいのだとおつしやつた。しかしこれは私は統帥権干犯の問題に起つたような問題が起るだらうと思う。つまりこれは天皇陛下が批准したのだから、内閣は責任がないのだ。憲法にこういふことがあるから、この法律は矛盾ではないのだという論理をもつて來ておる。これは道で、憲法に違反する法律をつくられておるのではないかと私は思う。このことを重ねてお尋ねいたしたいのであります。

○淺井政府委員 中曾根さんのお尋ねにお答えを申し上げます。予備金のことでございますが、これは國會または最高裁判所に対して財政法で認められております予備金、それから今度の國家公務員法案で人事院に認められてる予備金でございますが、これは要するに人事院の独立性にかんがみまして予備金を與えるということと適切と認められたからでございますが、但しこういう行政機關が予備金を持つということと常例でございませんで、三年間を限つてゐる次第でございます。その意味で特に國會や最高裁判所の予備金と違ひまして、應急予備金というふうな違つた表現を用いておりますので、申さばこれは人事院が一人前に育つて行くまでの措置というので、そういうことを設けたわけでありまして、この予備金の支出等につきまして報告をするということとは、当然であらうかと考へ

てゐる次第でございます。それからただいま第一條のお話がございましたので申し上げますが、第一條の中に「この法律のある規定が、効力を失ひ、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。」というの、私は憲法上の疑義があるわけではなからう。これはむしろ法規適用の上における當然の規定であらうかと思つておりますし、またその次の、従前の法律に矛盾したは抵触する場合に、この法律が優先するといふのも、從來から認められておりました法規適用の上の原則でございまして、私はこれが憲法に抵触するとは考へてゐない次第でございます。

ただ問題は、それならばなぜかきつたことをここに書いたかといふ点が問題にならうかと思つてございまして、これは人事院もしくは公務員法がこれからやつて行くこととする一つの大きな目的、すなわち從來の悪い意味における官僚制度の破壊からくることとの、抵抗に対する用意の規定と考へてゐる次第でございます。

○中曾根委員 淺井さんの御答弁に対して、もう一回御質問いたしますが、御存じのようにこの原案の二十四條はこういうふうな條文である。「人事委員會は、毎年、内閣總理大臣に対し、内閣總理大臣の定めるところにより、その業務の状況を報告しなければならぬ。」ところが改正案は「人事院は、毎年、國會及び内閣に対し、業務の状況を報告しなければならぬ。」こういうふうにあります。何ゆゑにこの原案にあるところの内閣總理大臣の定めるところにより」といふのを削つたの

でありますか。これは私ははなはだ憲法違反的疑義を有する削除であらうと思ひます。その理由をもう少し明白に御答弁をいただきたい。

○淺井政府委員 これを削りましたことについては、ややお疑いがあるようございまして、それほど重大とは思つておりません。ただこれは人事院の独立性にかんがみまして、人事院の方から自発的にその報告をなし得る。こういう考へ方からきめてゐるわけでありまして、

○松澤(兼)委員 なるほどわかりきつたことをここに書いたと言われればそれまでであります。それではお伺ひいたしますが、今後制定される法律は、わかりきつたこの條文を、すべての法律に記載するのかわりか、こういう法律の形式は従前から先例があるかどうか。こういう点を第一にお伺ひしたい。第二の点は、その五項の従前の法律またはこれに基く法令といふことは、憲法を含んでおるかどうかといふ問題であります。それからこの法律の規定とありますものは、この法律の規定によつて人事院規則といふものが定められる。そうなりますとその人事院規則で、憲法を含む従前の法律といふものと抵触する場合に、この法律の規定が優先するといふ結論になるか、どうか。

○淺井政府委員 お答え申し上げます。第一点といたしましてそのようになりきつたことをこういふふうになさういふこととは、ただいま前の答弁で申し上げましたように、これはこの法律の持つてゐる、この法律が今から進もうとする基礎の特殊性から

出ているわけでございます。これはさいせん申し上げた次第でございます。

第二点といたしまして憲法を含むといふことは絶対ありません。これは法律と憲法とは、憲法自身の規定その他すべて区別されてありますから、決して憲法を含むといふことはございせん。

第三点といたしまして、人事院規則でも、従前のものに優先するかどうかといふことでありますけれども、それは含まれないのでございまして、この法律だけと御承知願ひしたいと思います。

○前田(種)委員 先ほど私が改正案の九十八條並びに百二條は憲法の違反なりと言つたのに対して、淺井委員長は十三條の規定があるから違反ではないといふことを言われました。しかしらばここで委員長にはつきり御答弁願ひたいことは、十三條にありましてこの公共の福祉に反しない限りといふ文字を使つております。言いかえますならば、公共の福祉に反したから、二十八條の憲法の権限は停止するのだといふ解釈をとつておられるのかどうか。あるいは公共の福祉に反するおそれが多分にあるから、二十八條の権限は停止する。その意味において九十八條、百二條は改正案として挿入しなければならぬといふ結論か。この十三條ではここにはつきり明文に書いてありますから、そういう結論に政府はなつてゐるかどうかといふことを、明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○淺井政府委員 お答えを申し上げますが、十三條を引用いたしましたのは、前にも申しました通りに、基本的な人権といふものは、公共の福祉の中に

おいて存在している、こういうことでありますからして、停止するとか何とか、そういう意味ではなくして、公共の福祉の立場から、二十八條を制限することは可能なりとのように考へる次第でございまして、現に他にもそういう点から二十八條を制限いたしました法律があるように存じております。

○中曾根委員 淺井委員長にお尋ねいたしますが、先ほど人事院といふものを半独立のものにしたのは違憲でない、そういう必要があつたのだ、こういう御答弁であります。しかし私はこれは重大なる問題だらうと思ひます。憲法第六十五條に、行政権は内閣に属すると書いてある。従つて國會に対して内閣は行政権に関しては全幅的な責任を持つわけでありまして、しかるに自分から手放しになつてゐるとこの人事院といふようなものをもつて、たとへば大事な予備金についてすらも、特定の報告義務がないといふやうな官廳を持つてはたして國會に対して責任が持てるかどうか。たとへば六千三百七円といふものを出されて顔色蒼白となる。これは明らかに内閣としての統一を保つことができない。はたしてこれが憲法違反でないかどうか。私は重大な疑問があると思ふ。その点に關してもう少し明確に御説明願ひたいと思ひます。

もう一つはこの十三條によつて、人事委員會規則または人事院規則によつて、この法律の特例を設けることができるというところになつております。人事院規則といふのは昔で言へば勅令です。この勅令でこの第一條の精神に反しない範囲においてあらゆる特例を設けることができることは、具体的に

これは一種の人事行政における総動員法的な性格をもつておる。この法律に規定してある職階制その他あらゆるものについても、これは特例である、これは特例であるといつて、しかも総括的に勅令をもつて、つまり人事院規則をもつて侵害することができるといふことになるだろうと思ふ。こういう点から見ても私はこれは現在における総動員法の一つであつて、憲法違反の疑いあり、こういうふうに考へるのであります。この二点について御明答をいただきます。

○浅井政府委員 お答えを申し上げます。第一点といたしまして、この人事院の独立性があまりに強過ぎるというお尋ねでございましたが、まことにこのもつともたと存じます。それで行政権の担当者が内閣であつて、内閣は國會に対して責任を負ふない、こういうふうな御論旨であるように思ひますが、御承知のごとく素朴な三権分立ということ、なか／＼今日行われなないのでございまして、この行政の部門におきましては、相当複雑ないろいろな機関ができてまいりました。そうしてその中には行政権を担当するけれども、必ずしも内閣の指揮監督に属しないという独立性をもつ機関が、だん／＼出て来た状況にあるのでございます。これは一面において行政の複雑さを示すとともに、また発達であらうと存じておる次第でございます。ただお示しのごとく人事委員会の独立性というものが非常に強い。その点について御疑念があるように存じておりますが、人事行政の公正さを保つためにはこの程度の独立性は仕方ない、提案者としたしましてはこのように考へておる次第

でございます。総理大臣の憲法第七十二條に規定いたしましたところの監督権というものは、私は失われていないと考へております。但しその監督のあり方が制限されてまいります。たゞめに、御疑念のような点が出て来たところ存じます。このよう強力な機関をこしらえていか悪いかといふことは、御論となりましようが、私は憲法に違反するといふようには考へていないわけでございます。

それから第二点の、人事院規則がきわめて廣汎なる委任立法の性質をもちたといふことも、まことにごもつともだと思ひますが、このよう廣汎な委任立法をとるに至りましたことは、第一には主としてこの人事委員会規則が専門的な、技術的なものであつて、どうもこれは法律をもつて全部書けないといふことであります。そのように御承知を願ひます。

○前田(種)委員 先ほど委員長が私の質問に対してお答えになりましたが、あまりにも抽象的だと思ひます。他の法律でも憲法の條文が制約された法規があるやうな答弁でございましたが、少くとも憲法に盛られておりますところの權利を縮小し、あるいはそれを停止するやうな改正案を出そうとする場合には、重要な決議を政府はして出さなくてはならぬと思ひます。この三條を引用されまして、憲法の侵害ではないといふ答弁をされておりますが、やはり一番この法律の大事なこと、これは、公共の福祉に反しない限りといふこの解釈が、こうした制限をしなれば、今日の労働組合運動は健全にならぬといふ方針から出されておるのかどうか。あるいは行き過ぎであつたか

らいかぬといふところから来ておるのかどうかといふ点で、明確なる答弁がなければならぬと私は考へます。私の解釈でいきますならば、福祉に反しない限りといふことは、反した実例があるからこゝういふふうに制約するのだ、あるいは重要な公共の福祉に反するところのおそれが多分にあるから、こゝういふふうに制限をしなければならぬのだといふ結論が、明確にならなければならぬと私は考へます。私はその意味から行きまして、今日の日本の労働組合運動全体のあり方についてはいろいろな意見がございします。しかしこればただ単に労働組合運動ばかりではありません。政治の民主化の問題にいたしましても、経済の再建の問題にいたしましても、あるいは社会秩序の民主化にいたしましても、これは全体と相関連して、五年なり十年なりの長い年月がたつて、初めてほんとうの民主化に向ふところの過程を一步踏み出したにすぎぬのであつて、ただ単に労働運動が正常に行こうとするものを、この法規をもつて、重大なるおそれがあるから、あるいはそうした実例があるからといつて、憲法に抵触するといふやうな議論が重要に擧げられておるに、かかわらず、こゝういふ改正案を出さなければならぬといふことになつた、その主たる目的を政府当事者が明確に答弁する必要があると思ふので、重ねて私は質問をいたします。

○浅井政府委員 重ねての御質疑でございますが、私としてはこれ以上申し上げることはないのでございします。なお憲法第十二條に國民は基本的人權を濫用してはならず、また常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふといふ点もございしますから、どうぞその点を御下承願いたし存じます。

○徳田委員 それは逆じゃないか。大體二十八條、二十七條、それから自由に関するものがありますけれども、これはすべてこゝういふものがなければ、公共の福祉といふものはできないといふことを意味しておる。これがむしろ公共の福祉の本質である。そゝじやないですか、今の社会において労働者が團結権を失ひ、これが職業権を失へば、これ自体公共の福祉を害する。すなわち奴隸的な方向に向けることが公共の福祉を害する。今まで日本の帝國主義者は何をした。日本の天皇制は何をした。こゝういふものの權利を奪つて、弾圧をして、戦争氣運になつたから世界平和を害した。今これに対しては戦犯として全世界の注目の的に処罰されつゝある。すなわちこゝういふところがあること自体が公共の福祉を保つゆゑである。これは集會結社の自由といひ、また信教の自由といひ、すべてこゝういふものが公共の福祉である。この公共の福祉のものを、前に書いてある一般的な法則のこの公共の福祉に反しない限り云々といふものを運用して、これを弾圧して制限するといふことは、まったく反対の方向に私は行つておると思ふ。そこで公共の福祉を害しない限り、立法その他の國政上において最大の尊重を必要とするといふのは、あたたまえの規定です。こんなものは書かなくても皆わかつておる規定なのである。こんなことはあたりまえのこと、社会の一般の生活上あたりまえのこと、公共の福祉をだれも害するとは言ひはしない。害すれば罰せられるのは社会法則上あたりまえであ

る。こゝういふものを特に書く限りにおいては、これはこれまでもずいぶん公共の福祉を名として弾圧して来たからなのである。すべてこの憲法は、日本の帝國主義憲法の反対である。これに対する攻撃である。これを攻撃してこれを民主化するためにこの憲法はできた。だからこれを反対の側から見なければいけない。昔の憲法のそのまゝの延長として見るならば、これは明らかに間違つておる。それは反動に對してまた制御されるものとして取上げなければならぬ。でありますから委員長のこゝういふ発言は非常に間違ひである。だからしてもう一べんこの点において所見を聞きたい。

○浅井政府委員 徳田さんからだんだんと御指示にあずかりましたが、私は不幸にして少しく見解を異にいたしております。一体公共の生活における權利と責任といふのは、車の両輪のやうなものでございまして、その一方を欠きましても私はだめだと考へております。公共生活に対する責任、公共の福祉のわくといふものは、おのずから存在しておるのであります。これを無視いたしました基本的人權ばかりを主張いたしますることは、これはいさゝか極端に走るおそれがあると思ひます。

○徳田委員 人民の根本的な權利、これなくしてどこに福祉がある。この人權なくしてどこにあるか。それを答えてもらひたい。

○増田國務大臣 これは政府全体に対する御質問のようでございますが、要するに十二條、十三條においては、この憲法において保障せられた權利は、公共の

福祉に合致するように行使されなければならぬ。公共の福祉に反してはいかん、これは公務員については特に御考慮願いたいと思います。公務員の勤労の対象は国民全体である。国民全体の奉仕者である。こういうことになりますと、無制限に二十八條によつて與えられた団体交渉権、あるいは争議權等が行使された場合は、国民全体に対する奉仕という点について、遺憾な点が從來も多々あつたわけでございませう。この実績に徴してみましても、これは相當の制約をした方がよろしい。これは徳田君といえども虚心坦懷に考へられたならば、われ／＼と同感の点が多々あるであらうと私は存じます。

○角田委員長 生悦住君に発言を許します。

○生悦住委員 委員長、今日は總理大臣、それから労働大臣、大藏大臣、商工大臣を要求しておりましたが、この目的に沿うたのはわずかに労働大臣だけであります。大藏大臣は來られたがすぐ歸られた。こういうことでは質問をするわけに行かぬ。こういうことでは審議が進まない。こちらから要求した通りやつていただきたい。これをお願いして、今日は本会議が始まつておるのであります。こういうことでは運行上非常に困ると思ひますので善処されんことを要望する。

○角田委員長 了承しました。善処します。

○赤松(勇)委員 大藏大臣がいけないのだ、委員が出席を要求しておるのに、委員長の了解を求めて歸るならばいいけれども、黙つて歸るとはけしからぬ。われ／＼を侮辱しておる。委員

長より嚴重に警告を發していただきましたと思う。

○安平委員 関連質問が多くて私の質問はすみませんが、これを保留しておきます。

○角田委員長 本日はこれにて散会し、明日午前十時より開会いたします。

午後三時四十九分散会

昭和二十三年十二月十日印刷

昭和二十三年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局